東京都公安委員会告示第 2707 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 11 日

東京都公安委員会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

群馬県太田市金山町２５－１４－５０５ チラマル　モハメド　ラシッド	放置違反金納付命令書（第　30-106-260721-210785）
千葉県千葉市若葉区高品町２１２－１０ 伊藤　クリス	放置違反金納付命令書（第　30-106-260819-215925）
茨城県水戸市城南２丁目１２－３ 合同会社Ｒａｄｉａｎｃｅ	放置違反金納付命令書（第　30-107-260622-203151）
東京都港区南青山３丁目１８－１９ 株式会社オージィ	放置違反金納付命令書（第　30-111-260819-428923）
東京都新宿区下落合４丁目２４－９ 株式会社　新幸	放置違反金納付命令書（第　30-111-260831-207959）
東京都品川区西五反田５丁目６－３４ 新井　慎一	放置違反金納付命令書（第　30-217-260724-421009）
東京都品川区西五反田５丁目６－３４ 新井　慎一	放置違反金納付命令書（第　30-217-260801-203830）
東京都品川区西五反田５丁目６－３４ 新井　慎一	放置違反金納付命令書（第　30-217-260812-203945）
東京都品川区西五反田５丁目６－３４ 新井　慎一	放置違反金納付命令書（第　30-217-260831-204074）
東京都台東区日本堤１丁目２２－５　ビジネスホテル山王 浦島　弘樹	放置違反金納付命令書（第　30-436-260901-406261）
東京都三鷹市野崎４丁目８－１２ 岡田　真季	放置違反金納付命令書（第　30-440-260728-202586）
東京都板橋区小茂根１丁目１５－９－３０２ 和泉　健治	放置違反金納付命令書（第　30-440-260804-203624）
東京都豊島区池袋本町１丁目１５－２ ＺＨＯＵ　ＳＨＩＦＥＮＧ	放置違反金納付命令書（第　30-548-260901-201817）
東京都大田区羽田３丁目６－１２－２－Ｂ 千葉　吾郎	放置違反金納付命令書（第　30-549-260710-201594）
東京都中野区弥生町２丁目２０－１６－３０７ ＢＯＧＯＭＩＡＫＯＶ　ＩＬＩＡ	放置違反金納付命令書（第　30-660-260712-204828）
大阪府大阪市鶴見区浜５丁目６－２６－２０５ 辻本　義弘	放置違反金納付命令書（第　30-771-260714-439432）
東京都町田市野津田町７３０－２０３ 関野　彩菜	放置違反金納付命令書（第　30-876-260824-203831）
東京都八王子市上壱分方町１９５ 株式会社　政鉄	放置違反金納付命令書（第　30-883-260731-406285）
東京都八王子市南町４－１０－７０１ 渡邊　裕一	放置違反金納付命令書（第　30-883-260810-406295）
東京都日野市程久保８丁目７－１ 板鼻　悠陽	放置違反金納付命令書（第　30-884-260721-407015）
東京都葛飾区金町６丁目１－１５－２０２　ＬＣヒルズ 松原　海人	放置違反金納付命令書（第　30-894-260807-204259）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

沖縄県浦添市勢理客１丁目２－１６
友利　光希　　督促状（第　30-217-260610-204157）

東京都港区六本木７丁目１３－８
株式会社　レイズインターナショナル　　督促状（第　30-328-260523-203074）

愛知県名古屋市中区新栄３丁目１１－１３　新栄マンションさくら２０１
岩本　敏明　　督促状（第　30-436-260701-409069）

愛知県名古屋市中区新栄３丁目１１－１３　新栄マンションさくら２０１
岩本　敏明　　督促状（第　30-436-260730-437059）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。